

## 浜松市自転車等駐車場附置に関する指導要綱

道路保全課

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市自転車等の放置の防止に関する条例（平成6年浜松市条例第17号。以下「条例」という。）第6条及び第7条の規定に基づき、自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設における自転車等駐車場の設置及び管理について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例第2条に定めるところによる。

(指定区域)

第3条 自転車等駐車場の設置指導を行う区域（以下「指定区域」という。）は、駐車場整備地区（平成2年3月30日浜松市告示第59号）とする。

(自転車等駐車場設置を必要とする施設)

第4条 指定区域内において、次の表の左欄に掲げる施設の用途に供する施設で当該用途に応じ同表の右欄に規定する部分の床面積の合計面積（以下「対象面積」という。）が500平方メートル以上の規模の施設を新築しようとする者は、当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に自転車等駐車場を設置するものとする。

施設 の 用途	床面積の算定となる部分
官公署、学校等公益的施設その他これに類する施設（国・県・市の施設、高等学校、短期大学、大学、専修学校、専門学校及び各種学校をいう。）	事務所及び居室その他市長がこれらに類すると認める部分
百貨店、スーパーマーケット等小売店舗（飲食店舗及びレンタルショップ等を含む）	売場（売場間の通路を含む）、ショーウィンドウ、ショールーム、承り所、物品加工修理場その他市長がこれらに類するものと認める部分
銀行その他これに類する施設（各種銀行、証券会社及び保険会社をいう。）	営業室、ロビー、応接室、ショーウィンドウ、事務室その他市長がこれらに類するものと認める部分
遊技場その他これに類する施設（パチンコ屋、ゲームセンター、映画館、ボーリング場、及びカラオケハウスをいう。）	遊技室、景品交換所、客室、ロビー、売店その他市長がこれらに類するものと認める部分
その他市長が必要があると認める施設の用途（ホテル、病院、展示場及び学習塾をいう。）	市長が床面積の算定となる部分として必要があると認める部分

(自転車等駐車場の規模)

第5条 前条に規定する施設の設置者は、次の各号に規定する対象面積に応じ、当該各号に定める台数以上の自転車等駐車場を設置するものとする。

- |          |                 |                 |       |
|----------|-----------------|-----------------|-------|
| (1) 対象面積 | 500 平方メートル以上    | 1,000 平方メートル未満  | 10 台  |
| (2) 対象面積 | 1,000 平方メートル以上  | 2,500 平方メートル未満  | 25 台  |
| (3) 対象面積 | 2,500 平方メートル以上  | 5,000 平方メートル未満  | 50 台  |
| (4) 対象面積 | 5,000 平方メートル以上  | 7,500 平方メートル未満  | 100 台 |
| (5) 対象面積 | 7,500 平方メートル以上  | 10,000 平方メートル未満 | 150 台 |
| (6) 対象面積 | 10,000 平方メートル以上 |                 | 200 台 |

(施設を増設する場合の自転車等駐車場の設置基準)

第6条 指定区域内において、第4条の表の左欄に掲げる施設の用途に供する施設についての前条各号の対象面積となる増築又は当該施設で当該対象面積のものについての増築しようとする者は、当該増築後の施設(当該施設のうち、当該施設の敷地について指定区域が定められる前に建築された部分(第12条の規定に該当するものを含む。))を除く。)を全て新築したものとみなし、第5条各号に規定する自転車等駐車場の規模から、すでに設置されている自転車等の規模を控除した規模の自転車等駐車場を確保するものとする。

(その敷地が指定区域の内外にわたる施設等に係る自転車等駐車場の設置基準)

第7条 施設の敷地が指定区域の内外にわたるときは、当該施設のうち指定区域外に存する部分は、これを存しないとみなす。

(自転車等駐車場の構造及び設備)

第8条 第4条から第6条までの規定により設置される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

2 自転車等が有効に駐車できる1台当たりの駐車面積は、平面利用で標準2平方メートルとする。

(自転車等駐車場の位置及び利用方法の表示)

第9条 第4条から第6条までの規定により自転車等駐車場を設置する者は、利用者が当該自転車等駐車場を容易に利用できるよう、その位置及び利用方法を明確に表示しなければならない。

(自転車等駐車場の設置等の届出)

第10条 第4条から第6条までの規定により自転車等駐車場の設置又は変更をしようとする者は、自転車等駐車場設置(変更)届出書(第1号様式)により、市長に届け出るものとする。

2 前項の届出に添付する書類は、次に掲げる書類(変更の届出の場合にあっては、当該書類のうち変更事項に係るもの。)とする。

- (1) 施設及び自転車等駐車場の位置図及び配置図
  - (2) 施設の各階平面図
  - (3) 対象面積の求積表
  - (4) 立体式の自転車等駐車場にあっては、その断面図又は構造図
- 3 前項の届出は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築確認を提出しようとする日とする。
- （自転車等駐車場設置等の完了の届出）
- 第11条 自転車等駐車場の設置が完了したときは、直ちに自転車等駐車場完了届出書（第2号様式）により市長に届出るものとする。
- （適用の除外）
- 第12条 この要綱の施行後新たに指定区域となった区域内において、指定区域となった日から起算して6箇月以内に施設の新築又は増築の工事に着手した者については、第4条から第6条までの規定は適用しない。
- （自転車等駐車場の管理）
- 第13条 第4条から第6条までの規定により設置された自転車等駐車場の所有者又は管理層は、当該自転車等駐車場をその目的に適合するように管理に努めなければならない。
- （指導）
- 第14条 市長は、第4条から第6条まで、第8条、第9条又は第13条の規定による自転車等駐車場の設置、原状回復等を行うよう指導することができる。
- 2 前項の規定による指導は、指導書（第3号様式）により行うものとする。
- （細目）
- 第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

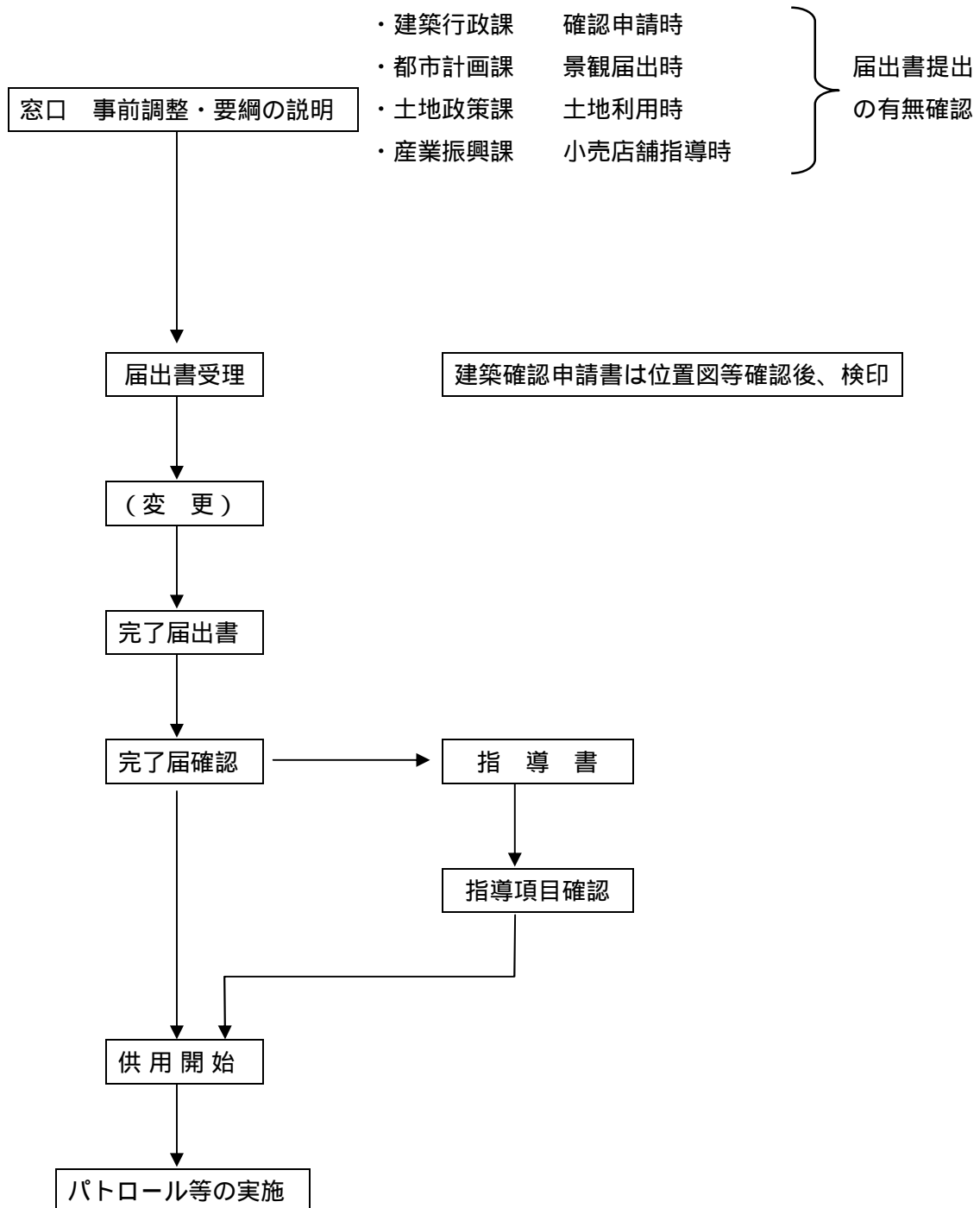
#### 附 則

- 1 この要綱は、平成7年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から起算して、6箇月以内に施設の新築又は増築の工事に着手した者については、第4条から第6条までの規定は、適用しない。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

# 浜松市自転車等駐車場附置に関する指導要綱 手続きフロー



第1号様式（第10条関係）

自転車等駐車場 設置 変更 届出書			
(あて先) 浜松市長		年 月 日	
設置者	住所 氏名 電話(      )	-	印
管理者	住所 氏名 電話(      )	-	印
自転車等駐車場の 設置 変更 について次のとおり届け出ます。			
記			
施設 の 名 称			
施設 の 所 在 地			
施設 の 用 途			
施設 の 対 象 面 積			
自転車等駐車場の規模		施設	収容台数
		内	台
		外	台
自転車等駐車場の所在地 (施設の敷地外に設置する場合にのみ記入すること。)			
施設	確認申請受付	年 月 日 第 号	工事完了年月日
	確 認	年 月 日 第 号	年 月 日
受 付		年 月 日	
(注) 1 設置者及び管理者が法人のときは、事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。 2 変更の届出の場合は、変更に係る事項のみを記入してください。 3 印欄は、記入しないでください。			
添付書類		1 施設及び自転車等駐車場の位置図及び配置図 2 施設の各階平面図 3 対象面積の求積表 4 立体式の自転車等駐車場にあつては、断面図又は構造図	

第2号様式（第11条関係）

自転車等駐車場完了届出書

年 月 日

(あて先)  
浜松市長

設置者 住所  
氏名  
電話 ( ) - 印

自転車等駐車場の設置が完了したので次のとおり届け出ます。

記

施設 の 名 称		
施設 の 所 在 地		
施設 の 用 途		
施設 の 対 象 面 撰		
自転車等駐車場の規模	施設	収容台数
	内	台
	外	台
自転車等駐車場の所在地 (施設の敷地外に設置する場合 にのみ記入すること。)		
添 付 書 類	完 成 写 真	
備 考		

第3号様式（第14条関係）

浜 第 号  
年 月 日

様

浜松市長

印

指 導 書

1 施設の所在地

2 施設の用途及び対象面積の規模

上記の施設は、浜松市自転車等駐車場附置に関する指導要綱第14条の規定により次のとおり改善に努めるよう指導します。

記

1 指導内容

2 理 由

3 期 限                      年      月      日まで

# 附置義務指定区域

